平成２６年（フ）第２５１０号
東京都品川区西品川２丁目16―４―217
債務者　長谷川敦大
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５１３号
千葉県印西市小林北１丁目４―19
債務者　前田　礼子
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５１４号
東京都大田区西糀谷１丁目４―９―102
債務者　川上　榮章
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５１５号
東京都目黒区目黒本町６丁目24―13―201
債務者　水海　智之
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５１８号
東京都練馬区北町２丁目35―３　北町ハイツＢ棟103
債務者　藤井　善広
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５１９号
埼玉県吉川市美南５丁目26―11
債務者　赤羽　友里
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５２２号
東京都江戸川区松島１丁目25―１―301
債務者　西本　　誠
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５２５号
東京都板橋区南常盤台１丁目14―15―507
債務者　柏井　大輝
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５２６号
東京都杉並区天沼３丁目29―12
債務者　尾辻　賢栄
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５２９号
東京都三鷹市上連雀５丁目９―６　ビレッジ福島Ⅱ201
債務者　福田　典子
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５３０号
千葉県木更津市新田３丁目５―16　中村荘１号
債務者　河部智恵子
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９２号
東京都町田市木曽東２丁目11番48―501号
債務者　成田美恵子（旧姓大保）
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２４４２号
千葉県松戸市五香西５丁目３―６―101
債務者　高橋　亜衣（旧姓片桐・岡本）
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３号
愛知県知立市上重原町村上48番地１　Ａ―Ｃｉｔｙ上重原101号
債務者　澤谷　茂雄
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後３時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
沖縄県宜野湾市我如古２丁目13番８―210号　池真志アパート
債務者　岸本恵利香
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部